

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定に基づき、本市における障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。)の定めるところによる。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令第10条第2項第6号)に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 障害者支援施設の設置者(その者が法人であるときは、その役員)及び施設長は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。

2 障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(便所の基準)

第5条 障害者支援施設の便所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室のある階ごとに設けること。
- (2) 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(歯科検診)

第6条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期的に歯科検診を行うよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する障害者支援施設のうち平成25年4月1日前から引き続き存するものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第5条第3号に規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。